日本及び EU のリーダーに対する 日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの提言

東京、2002年7月7、8、9日

「日・EU ビジネスの新段階: 国内市場の改革/再構築による外国貿易と投資の促進」

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (RT) は、7月7-9日に渉り東京で、平沼大臣、植竹副大臣、リーカネン委員及びラミー委員のご出席をいただいて、年次会議を進行中である。

日 EU 協力のための行動計画への貢献

RTメンバーとオブザーバーとして招聘された企業の代表者は、欧州及び日本当局の両国・地域関係の強化・拡大を求める要請に注目している。 2001 年 12 月に採択された「日 EU 協力のための行動計画」は、これを具体化したものといえる。

これは、日本と EU が新たな問題やチャレンジに直面し、また大幅な構造変化を経験するという決定的な転機に作成された。RTメンバーは、当行動計画の目標がどの程度達成されるかが、両国・地域間の経済関係の進展の度合いに直接影響することを承知している。

この行動計画はいくつかのセクター、特に経済と技術分野に関する双方の協力関係を深化・拡大させるであろう。グローバル経済における主要プレーヤーとしての日本と EU の立場、及び開発途上国を支援し持続可能な成長を促進するために両国・地域が採用する施策によって、双方の連携強化が図られ世界レベルでの建設的な成果に結びつくことになる。

RTはWTO交渉の新ラウンドの開始を歓迎する。新ラウンドは更なる貿易自由化とWTOルールの強化を必然的にもたらすもので、開発途上国への能力向上策の大幅強化のコミットにより下支えされている。RTはドーハ開発アジェンダの全ての要素について更なる協力が必要であることを確認する。WTOの交渉は行動計画に含まれる多国間の目標に完全に一致するものであり、持続可能な成長及び環境保護へも寄与することになる。グローバルな課題である地球温暖化問題に効果的に対応していくためには、全ての国が参加する共通のグローバル・アプローチを確立する事が必要不可欠であると確信する。

日欧の経験の交流と共同研究は、双方にとってまさに有用なものである。行動計画の経済、貿易および技術分野は民間セクターに直接関わるものである。 これらの分野における成功は経済関係の進展に直接依存するからである。

R T は 2000 年と 2001 年の当局への提言によってすでに達成された進展を考慮に入れつつ作業プログラムを設定している。RT メンバーは、自分達の提言の実現により大部分のセクターが発展していることに満足しているものの、一部のセクターでの遅れが主要目標の達成を脅かす危険となることを過小評価すべきではないと確信している。ゆえにR T は、各当局に対して、このプロセス、特に規制改革と透明性向上について、さらにスピードアップするように求めている。

RTメンバーは自分達が行動計画を真に実りあるものとするため非常に重要な役割を果たせること、またその役割を果たさなければならないことを十分に認識している。かかる観点から、RTは、過去に達成した事項の適切性の評価に取り組み、日 EU 当局が合意した行動計画を成功裡に実施させるポイントの特定を進めることを提案する。

日欧ビジネス関係の強化

規制改革と日欧間のクロスボーダー企業活動の円滑化によって、市場アクセスを改善し外国との競争とりわけ外国投資にオープンな市場を作る必要がある。特に、透明性の向上と公平な基準に基づく外国投資の促進について配慮しなければならない。

日欧のビジネス関係はまだ持てる可能性を十分に発揮していない。我々にとってのチヤレンジは、その関係を強化し新たな段階に持っていくことである。

これに関連して、日欧産業協力センターは、RTの支援を続けることと、更に 重要なこととして、その活動を新しいチャレンジに取り組ませるよう期待され ている。

我々は、これまで日欧間の貿易・投資を中心に市場アクセス問題の提言を行ってきた。最近は相手市場への進出企業数とそのプレゼンスの向上に進展が見られる。これら進出企業の事業展開が日欧ビジネス発展の鍵を握ることになるので、国内市場の規制改革と会社法及び税制を含む国内システムの改善が益々重要となる。

我々は、今後、日欧当局が、内外一体の施策を総合的に展開する必要性を強調したい。これは、国内市場の改革が更なる貿易と投資を牽引するという成長サイクルを実現するためである。

情報通信分野においては、日EUは世界一流の産業を持っている。 我々は当局に対して、この計り知れない強みを活かして、将来の経済成長と全世界レベルでの長期の戦略的技術リーダーシップを築き上げることを奨励する。 これに関連して、我々が強調したいのは、通信ブロードバンド網上において革新的メディア・リッチなサービスの提供をやり易いような政策的環境を設立する緊急性と、オープン且つインターオペラブルな技術環境の必要性である。

ここからがまさに第二段階のスタートとなる。

以上のような新たな展開を反映し、現在進行中のRTで討議されている重要なポイントについては、添付の付属資料を参照願います。

【付属資料】

RT提言の主要ポイント

以下は、現在進行中のRTの討議の重要なポイントをまとめて報告するものである。追ってRT会議の討議を反映させてこの提言を完成し提出させていただく。これらの提言に対し、次回の 2003 年に開かれる年次会議前までに正確で具体的な回答を出していただけるようにお願いしたい。

この提言には、あらゆる産業が横断的に関心を抱いている問題及び日欧の経済活動を増大させるために最も緊急なセクター別の問題が含まれている。

1. 日・EU間のビジネス環境の改善

モノとサービスの自由な交流の促進:

- * 関税、割当制やその他の数量規制を含む、貿易と投資に対する明らかな障害を最大限排除し、それをさらに加速すること。外国投資に適用される差別的な規則を撤廃すること。
- * 製品の不必要な試験や承認を廃止するため、国内標準 と適合性評価手続を 国際標準・ガイドに整合化することを更に促進する。また日EU相互承認協 定のインプリを促進する。
- * インフラは、企業が競争力を持ち効率的なビジネス活動を可能にするものでなければならない。目指すべきことは、モノ、カネ、労働、情報といった経営資源の配分を最適化する条件を創出することである。

人的資源の効率的配分の円滑化:

* ビザや就労許可の発給手続きを再検討することによって、企業が自社の欧州と日本の事業所間における人的資源の配分をより容易に行えるようにす

る。

* 税金と社会保障費の二重払いを排除する。

相互直接投資のフローの円滑化:

* クロスボーダーの企業再編及び税制上中立的な M&A 活動を促進するため、 課税制度と法制度を強化する。

規制当局間の協力を強化し、規制緩和および再規制のプロセスを加速させ、特に自主基準の実施を助長する。

ブロードバンド及びマルチメデイアの進化により経済成長を目指す:

電気通信、メディアサービスと情報技術の融合によりグローバル通信市場の 再形成が進んでいる。

RTは、日欧の政策立案者に下記の目標を掲げた規制及び競争環境を確立するよう要請する。

- * 企業や消費者に提供されるサービスレベルを大幅に引き上げること。より 迅速で、さらに充実した、より相互対話性の高いものとする。
- * トランスポート・ネットワーク、受信装置及び条件付アクセスのレベルで、 環境全体を真にオープンで競争的なものとすること。
- * 新サービスに旧来のメディアに対する規制の枠組みを拡大しないこと。
- * 新インターネット・プロトコール I P v 6 の早期導入に向けた積極的な取り組みを行うこと
- * 知的財産権を技術的措置及びDRMを通じ保護すること
- * IC カード・システムの普及を促進させること

さらに、このような新しいマルチメディアサービスに活気を与え消費者 の需要を促進するための公的なイニシアティブを迅速に立ち上げる必要が ある。またブロードバンドのインフラ及びコンテンツ・サービスを展開していく商業的に持続できるビジネスの事例が存在しない、もしくは現在はない場合に、公的部門はビジネスのための環境整備を迅速に行う必要がある。

日欧の当局及び産業界はオープン且つインターオペラブルな技術環境 の進展を図るべきである。オープン・モバイル連合のようなイニシアチブ (オープン且つグローバルな標準、プロトコール、インターフェースの推進を目的とする) は、シームレスなアプリケーションの相互運用性に道をひらき、産業を革新と差別化により競争させることになる。

2. 日本におけるビジネス環境の改善

規制改革:

- * 規制に関する透明性を高めなければならない。これにより、ビジネス上の 意思決定がもたらす結果を予測し、規制の進展に対して前もって計画を立 て、規制要件を満たすための効率的な資源の配分を企業がより容易に行え るようにする。特に当局よりの書面回答をルールとすべきである。
- * 斬新な製品を競争価格で導入できるように、製品承認のプロセスを改善すべきである。
- * 薬事法における現行の変更の範囲内で、リスク分類に基づくインビトロ診断のための届け出制度を導入すべきである。
- * 規制緩和と再規制をさらに拡大し迅速に行うことは、真に競争のある市場環境を促進するために必要である。外国人及び日本人弁護士間の提携の自由を禁止すること、及び第三国の法律に関する助言を与える際には外国人弁護士に文書による助言を要求することといった障害を排除するために、特に司法制度改革審議会の最終報告書に基づく司法制度改革を実施すべきである。

法制度・課税制度の改革:

- * グローバル化がますます進行する時代における法制度及び課税制度 は、企業活動を促進し更なる投資を円滑化するために、時代に即したものとしなければならない。
- * 税制改革に関しては、連結納税制度が最近導入されたが、企業は2%の付加税によりその利益を享受できそうにない。このペナルテイーは2年間の検討期間内に取り除いてほしい。

3. EUにおけるビジネス環境の改善

EU ワイドのビジネス展開の推進及び円滑化:

- * EU 域内の経済活動に適用されるルールや規則の一層の調和をはかり、単一 欧州市場でビジネスを行う際に企業が直面する負担を削減する。
 - —欧州会社法 (Societas Europeas) の円滑な実施と更なる改善により、 EUワイドの経営一元化と事業再編を可能にする。
 - ―また株式会社と有限責任会社の双方を EU ワイドの企業構造 (Societas Europeas) として許可する。
- * 企業の EU ワイドの事業活動に対し、統一法人を早期に実現し、連結納税制度を導入すべきである。
- * EU における現在の税制の論議に関連して、海外投資を妨げるいかなる措置 も回避するようご留意いただきたい。

ICT 事業環境

- * EU の新しい電気通信指令の加盟国における完全に調和のとれた早期の実行。
- * 制作割当や広告の抑制等、欧州における現行のテレビ放送プログラムに適用される規定の多くは、新たなコンテント・サービスに適用することは適切でない。

4. 国際ルールの構築

- * 昨年の RT 以来、EU における 2005 年からの IAS 採用を決めた。 日本政府は IAS 適用の徹底的検討を行っている。この両者の進展を歓迎する。
- * IAS を真に有用な国際標準にするために注意深い審査を続ける必要がある。 このためには IAS は世界の投資家や企業人の実際のニーズを反映させなけ ればならない。
- * EUによる IAS 実施と時を同じくする 2005 年 1 月 1 日に IAS を採用するというオーストラリア財務報告審議会の決定を当該政府が受入れるという知らせを歓迎する。米国における最近の一連の事件を受け、喫緊の課題として、IAS への調和化に向けた会計基準改革の検討とその早急な実施が望まれる。日本政府が IAS の日本への適用を検討する際に、これらの進展を考慮することを希望する。

以上